

道路位置指定申請の手引き

令和6年4月版

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

目次

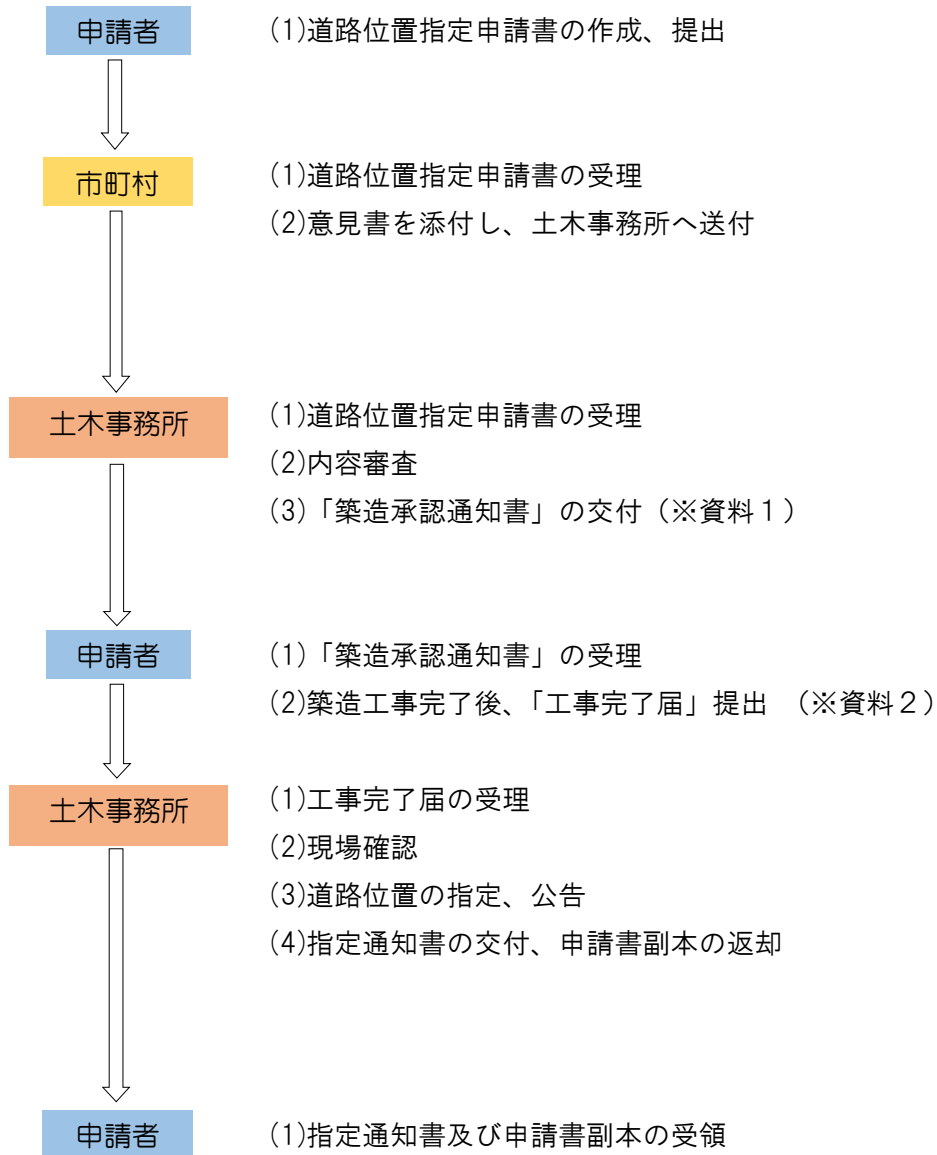
第1章	道路位置指定の概要	
1.	書類の流れ	1
2.	必要書類	3
3.	申請書の提出	5
第2章	申請図書の記入要領	
1.	申請書及び申請図の入手場所	6
2.	申請書の記入	6
3.	申請図の記載	7
第3章	道路位置指定の要件等	
1.	道路位置指定の要件（建築基準法施行令第144条の4）	10
2.	各要件の解説	11
資料1	「築造承認通知書」参考様式	19
資料2	「工事完了届」参考様式	20
資料3	「申請書の記載例」	21
資料4	「申請図の記載例」	23

(注) 本手引きは、千葉県が所管する市町村における道路位置指定の申請に係る手続の流れ、書類の様式、記載方法などを取りまとめたもので、審査基準を示したものではありません。

第1 道路位置指定の概要

1. 書類の流れ

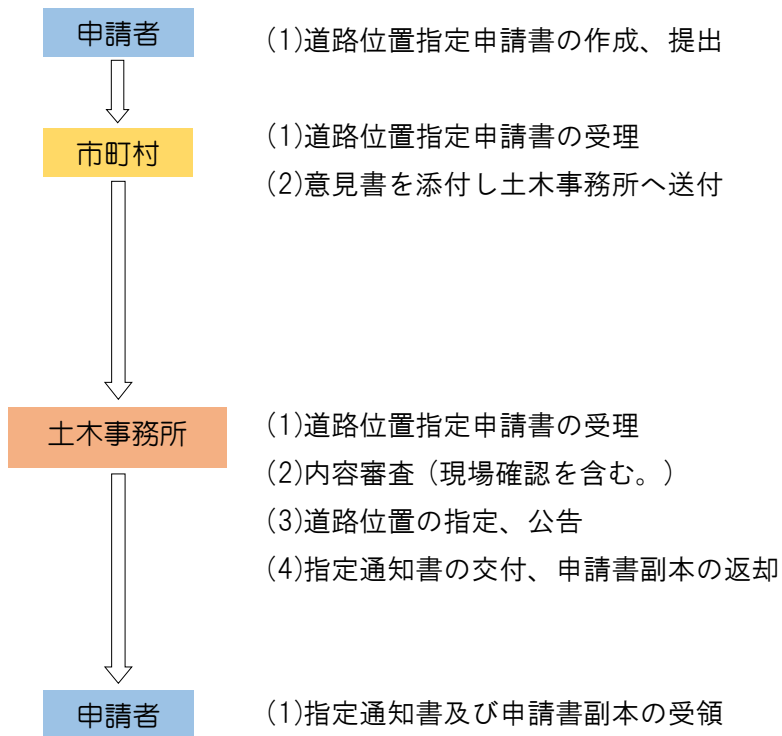
(1) 「築造承認」(※)を受けた後、道路の築造を行おうとする場合



※ 「築造承認」

築造承認とは築造後の道路で指定要件に適合しない部分が生じることを防ぐ目的で行う手続きであり、工事着手前にあらかじめ計画の内容を確認(=承認)するものです。任意の手続きであるため、築造承認を受けずに工事を行う場合は、道路位置指定の申請前に各土木事務所にご相談ください。

(2) 築造済の道路や「築造承認」(※前頁参照)を行わない場合



2. 必要書類

- (1) 申請書正副 (※1)
- (2) 申請図3部 (※2)
- (3) 申請図原図 (※3)

- ※1 管轄する市町村により申請書正副の他に、さらに1部控えを求められることがあるため、その旨市町村に確認すること。
- ※2 申請図は「申請図原図」の写しである。2部は申請書正副に添付し、1部は指定後の公告時に土木事務所から市町村へ送付する。
- ※3 原図は和紙等保存性がよいものとするのが望ましい。原図は封筒に入れ、正本に添付する。

以下の順で、申請書正副に各1部ずつ添付。

- (4) 指定を受けようとする道路が接続し、又は交差する水路、道路、公園、広場の管理者等の承諾書又はその写し (※4)

- ※4 これらの承諾書については、施工承認又は占用許可等、承諾の旨がわかる書類に代えられるものとする。代えられる書類については、各土木事務所に確認すること。

- (5) 建築基準法施行令（以下「令」という）第144条の4第1項第一号口の規定の適用を受ける場合は、公園、広場の管理者が自動車の転回に使用して支障がない旨を示す承諾書又はその写し
- (6) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地に里道・水路等の公有地がある場合で、その承諾について承諾欄に押印せず、別途に申請し承諾書の交付を受ける場合はその承諾書又はその写し (※4)

- ※4 これらの承諾書については、施工承認又は占用許可等、承諾の旨がわかる書類に代えられるものとする。代えられる書類については、各土木事務所に確認すること。

- (7) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の権利を証する登記事項証明書（副本は写しでも可） (※5)

- ※5 原則として、申請日前3か月以内のもので、指定時において記載内容に変更がないものとする。

- (8) 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の権利を有する者の印鑑登録証明書
- (9) 代理人のある場合はその委任状
- (10) 指定を受けようとする道路の借地人が申請する場合、借地人であることがわかる書類 (※6)

- ※6 例：賃貸借契約書、地代等の領収書、任意の同意書等

- (1 1) 指定を受けようとする道路及びその道路に接続して新たに建築敷地とするなど関係する土地（以下「関係土地」という）をすべて含む公図写し、位置図、地形のわかるもの、求積図その他の物件ごとに必要と認められるもの（※7）

※7 例：道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模に係る求積資料

例：管轄市町村の条例・要綱等により協議等を行った場合はその結果がわかる書類

例：道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結できない場合、道路等へ溢水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けていることがわかる資料

例：指定を受けようとする道路及び関係土地のために新たに排水施設を設ける場合、その接続先排水施設の所有者又は管理者の同意書又はその写し（新たに設ける排水施設の接続先が公有地の場合（4）の承諾書に代えられるものとする）

3. 申請書の提出

- (1) 申請書は、指定を受けようとする道路の存する市町村へ提出すること。
ただし、指定を受けようとする道路が2以上の市町村にわたる場合は、2.(2)の申請図面の数を道路のわたる市町村数に2を加えた数とし、道路の延長が最大となる市町村へ提出すること。
- (2) 申請者は指定を受けようとする道路の土地所有者とする。ただし、借地人で土地所有者の同意を得たときは、その借地人が申請できるものとする。
- (3) 申請手数料は1申請につき5万円(変更及び廃止の場合は2万5千円)。千葉県収入証紙にて申請書正本表紙の裏面に貼り付ける。
- (4) 申請は原則、指定を受けようとする道路1路線につき1件とする。ただし、関係土地の状況等により一体性が認められる場合は、複数路線をまとめて1件の申請が可能である。(なお、1件の申請が可能かどうかについては、あらかじめ各土木事務所に確認が必要である。)

第2 申請図書の記入要領

1. 申請書及び申請図の入手場所

様式は千葉県建築基準法施行細則で定められています。(第11号様式、第12号様式)
千葉県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/tetsuzuki/kakunin/youshiki.html>

2. 申請書の記入

(※資料3「申請書の記載例」参照)

- (1) 「3 道路の土地の地名地番」欄は、「登記事項証明書」に記載された指定を受けようとする道路の地名地番及び枝番を全て記入すること。
- (2) 「4 関係土地の地名地番」欄は、「関係土地」と判断される土地について記入すること。(「関係土地」の定義は「第1、2. 必要書類(11)」による。)
- (3) 「5 道路の概要」欄
 - ・「番号」は1、2、……とし、道路が曲折又は幅員の異なるごとに個々に番号をつけ原図を記入すること。なお、同欄で不足するときは、同欄を別紙とするか、又は同欄をちょう付すること。
 - ・「幅員」及び「延長」は、個々の道路について幅員及び延長をメートルで記入すること。(寸法は、小数点第二位までとし第三位以下は切り捨てるものとする。以下同様とする。)
 - ・「延長」は、他の道路の側線相互間、又は道路の終点若しくは転回広場の中心点までの道路中心線の長さによること。なお、法第42条第2項による道路に接続する場合にあっては、道路中心線より2m後退した線から算定すること。
 - ・「隅切りの長さ」は、個々の道路ごとに記入すること。(隅切りが複数ある場合はそれぞれの寸法を記入すること)ただし、内角が120度以上の場合、又は隅切りの部分に既存の堅固な建築物又は擁壁その他これらに類する工作物があって隅切りが築造できない場合はこれらを図示すること。
 - ・「側溝の幅」は、道路に設けるU字溝又はL字溝の幅を記入する。
 - ・自動車転回広場については、道路の次に番号をとり、「幅員」にその幅員、「延長」にその長さ及び面積を記入し、「側溝の幅」に“自動車転回広場”と記入すること。
- (4) 「6 道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模」には、指定を受けようとする道路の面積のほか、当該道路の築造とあわせて行おうとする関係土地の開発行為にかかる面積を含めて記載すること。

3. 申請図の記載

(※資料4「申請図の記載例」参照)

- (1) 申請図が1枚に記入できないときは、第12号様式の次に全枚数とその申請図の番号を記入し(例えば2枚の場合は1/2,2/2)、図面の組合わせ目には承諾者全ての実印による割印をすること。
- (2) 「道路位置_____申請図」の空欄は、「指定」、「変更」、「廃止」の該当文字を記入すること。
- (3) 道路となる土地の地名地番は、登記事項証明書の記載のとおりとし、「〇〇市〇〇町〇〇番地」等と記入すること。
- (4) 幅員は指定を受けようとする道路の異なる幅員を各々記入し、延長はすべての道路の合計延長を記入する。又、自動車転回広場については面積を記入すること。
- (5) 縮尺欄には、各図面の縮尺を記入すること。
- (6) 申請図には以下の図を記入すること。
 - ア) 地籍図(実測図)、イ) 付近見取図、ウ) 構造詳細図、エ) 公図の写し
 - オ) 土地に高低差がある場合は、その断面図

※ 各図の記入

- ア) 地籍図(実測図)には次のことを記入すること。
 - a 方位、縮尺(1/500以上)
 - b 地名地番の境界線
 - c 地目及び地番
 - d 指定を受けようとする道路の築造と併せて行う関係土地等の開発行為にかかる敷地の区画及び面積
 - e 指定を受けようとする道路及び関係土地の土地所有者その他の権利者並びにその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の権利別及び氏名
 - f 開発区域内にある建築物、工作物(橋等を含む)、道路及び水路の位置
 - g 建築予定の建築物及び既存建築物の位置
 - h 指定を受けようとする道路の位置、延長、幅員、隅切り及び自動車転回広場の寸法
 - i 標識の位置(指定を受けようとする道路の境界を示すもの。例:杭、鋸、地先境界ブロック等)
 - j 貯溜槽(枡)又は浸透槽(枡)を設ける場合にあってはその位置
 - k 土地の高低差(縦断図)、勾配、擁壁の位置、計画道路、指定済道路(指定年月日及び番号)、指定を受けようとする道路及び関係土地が接する道路の名称(建築基準法第42条に該当する条項及び国、県、市町村道にあっては認定番号)及びその他地形上特記すべき事項

- イ) 付近見取図には次のことを記入すること。
 - a 方位
 - b 道路、鉄道、水路、川、がけ
 - c 最寄り駅、停留所、およびそれから申請地までの距離
 - d 申請地付近の目標となる建築物および地物

- ウ) 構造詳細図（縮尺は1／20程度）には次のことを記入すること。
 - a 道路の幅員（横断図）
 - b 道路の構造及び寸法（橋の構造を含む）
 - c 側溝・縁石の寸法
 - d 標識の寸法
 - e 貯溜槽（枙）、浸透槽（枙）の構造及び寸法

- 工) 公図の写しには、指定を受けようとする道路の位置を明示すること。又、写しには作成者の氏名、作成年月日を記載すること。

(7) 承諾書欄の記入


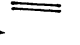
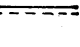



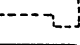
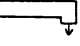
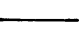
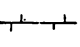
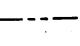
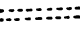
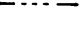
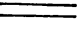

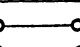
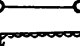

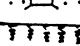

- ア) 申請者が土地所有者その他の権利者であるときも、承諾欄へ必ず記入すること。
- イ) 権利別欄へは、指定を受けようとする道路となる土地の所有者その他の権利者の権利の種別を記入し、これら全ての者について、以後承諾について紛争の生じないよう十分説明のうえ承諾印（実印）を受けすること。なお記載者の多いときは、欄を二分するか申請図を2枚使用すること。ただし、2枚以上使用するときは、必ず全員の実印による割印をすること。
- ウ) 指定を受けようとする道路を管理する者を記入し、承諾印（実印）を受けすること。
- エ) 第1「2必要書類」の(6)及び※4に記載のとおり、里道・水路等の公有地の承諾は、承諾欄への押印が困難な場合、別途申請して交付された承諾書、又はそれに代わる書類を添付しても差し支えない。
- オ) 図面作成者及び測量者の住所氏名は、必ず記入すること。
- カ) 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。

※ なお、道路となる土地の権利者以外の承諾（隣接同意）については、指定を受けようとする道路に接する関係土地や隣接地の所有者からも得ることが望ましい。これは、新たに道路の指定を受けることにより、既存の建築物について今後規制がかかることを承知してもらうなどのためである。

(8) その他注意事項及び凡例

- ・申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下第2位まで)とすること。
- ・付近見取図と地籍図の方位は一致させること。
- ・申請図における表示記号は、以下の凡例によるものとする。

凡 例

方位	位置	標識	
道路	位置	の標識	
へ	(構造を記入のこと)	い	
主要	出入	口	
井		戸	
生		垣	
予	定	建	築
	(用途を記入のこと)	物	
既	存	建	築
	(用途を記入のこと)	物	
敷	地	界	
地	番	界	
町		界	
都	市	計	画
		路	線
既	存	道	路
予	定	す	る
		道	路
		の	位
		置	
区	郡	界	
指定された道路の位置及び建築線(指定年月日並びに番号を記入のこと)			
廃止される道路の位置			
申請する道路の位置			
擁		壁	
高	圧	線	
が		け	
水	路	及	び
		土	揚
		敷	
			
			

第3 道路位置指定の要件等

1. 道路位置指定の要件（建築基準法施行令第144条の4）

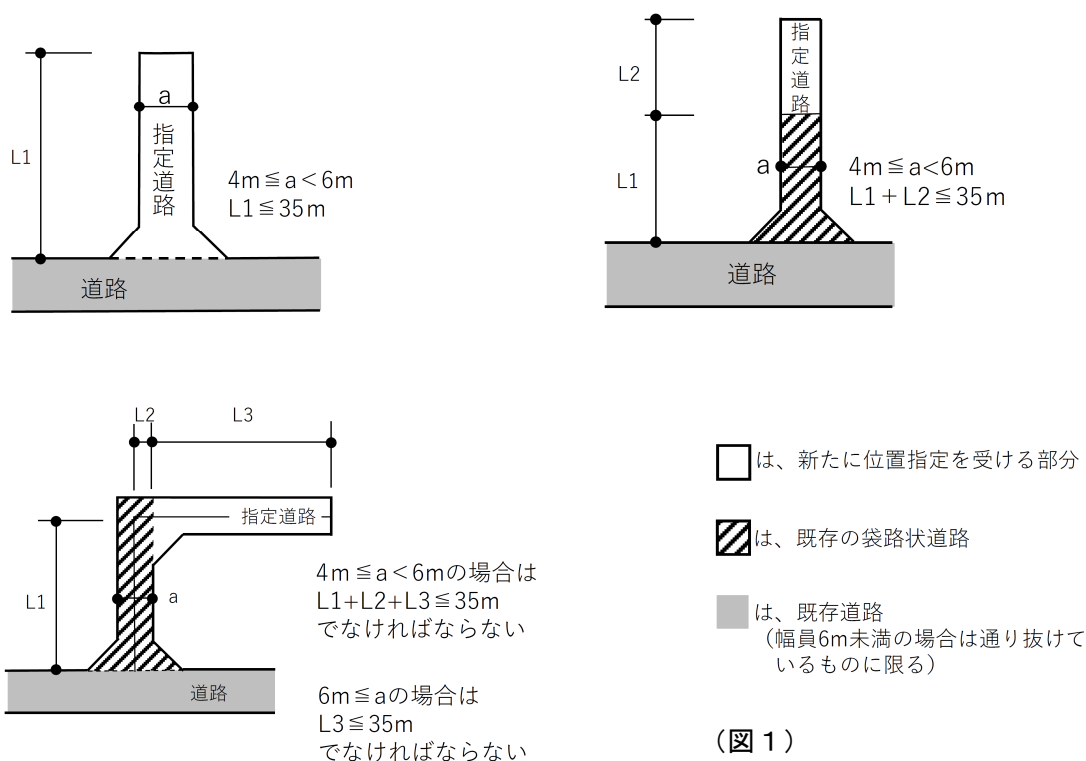
指定を受けようとする道路は、次の①～⑤のすべての要件に適合する道でなければならない。

- ① 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合には、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。
- イ 延長（既存の幅員 6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が 35メートル以下の場合
 - ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合
 - ハ 延長が 35メートルを超える場合で、終端及び区間 35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和 45 年建設省告示第 1837 号による）に適合する自動車の転回広場 ※「転回広場」の基準について（P14 参照）
 - ニ 幅員が 6メートル以上の場合
 - ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合
- ② 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。
- ③ 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- ④ 縦断勾配が 12 パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- ⑤ 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

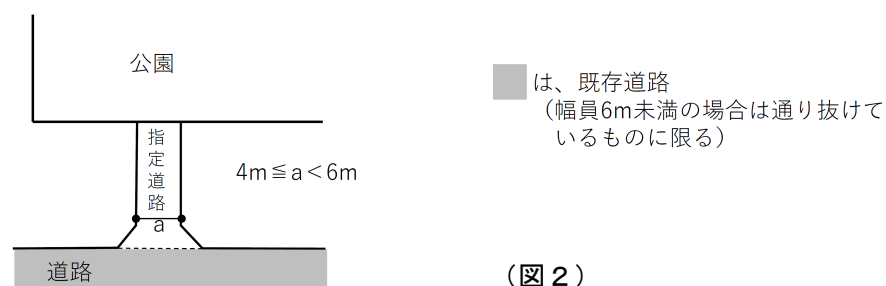
2. 各要件の解説

① 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）とすることができる。

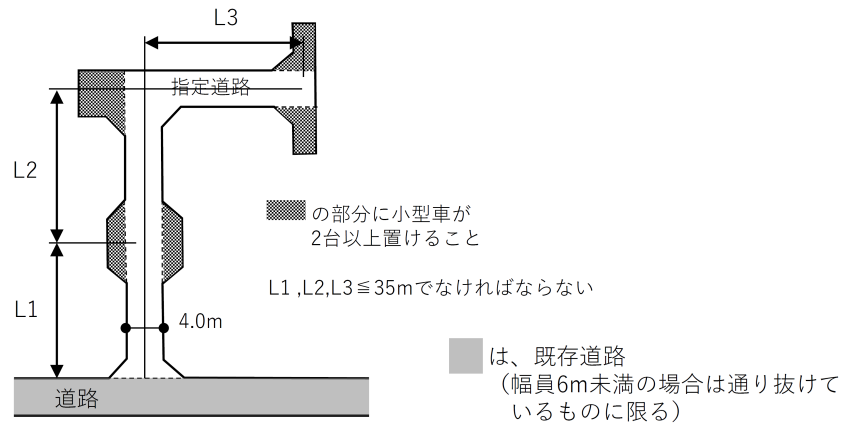
イ 延長（既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。）が35メートル以下の場合（図1参照）



ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合（図2参照）

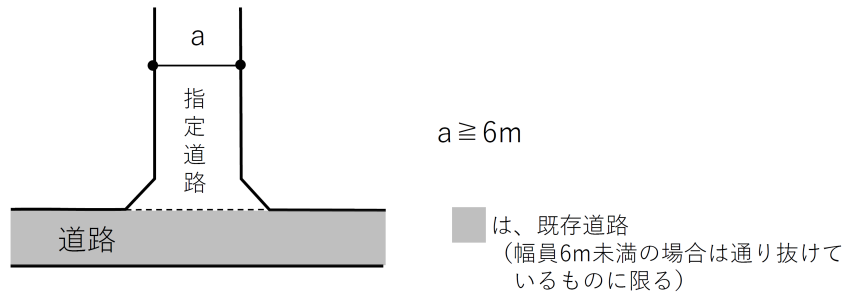


ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準（昭和45年建設省告示第1837号による）に適合する自動車の転回広場が設けられている場合（図3参照）
 （転回広場の基準についてはP14参照）



（図3）

ニ 幅員が6メートル以上の場合（図4参照）



（図4）

ホイから二までに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

千葉県ではこれを根拠として次のように定めている。

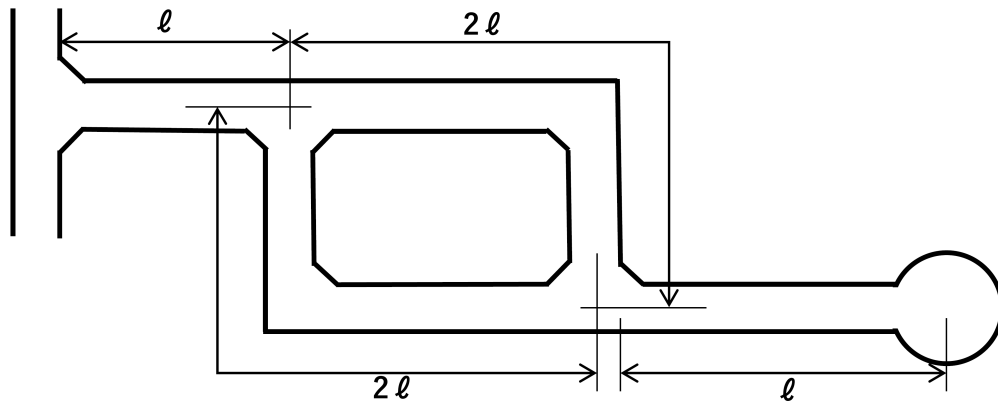
(「道路位置の指定に関する技術基準」 昭和47年10月改正)

特定行政庁が認めるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (a) 袋路状道路の幅員が 4.5 メートル以上の場合で、下表左欄の幅員に応じ右欄の距離以内ごと及び終端に自動車の転回広場を設けているものであること。

幅 員		距 離
4.5 メートル以上	5.0 メートル未満	50 メートル
5.0 "	5.5 "	60 メートル
5.5 "	6.0 "	70 メートル

- (b) 袋路状道路の終端又は中間に設けられたう回ができる道路の区間について、自動車の転回広場を設けなければならない距離の 2 倍以内ごとに自動車の転回広場又は同一平面で他の道路と交差し若しくは接続する箇所を有しているものであること。(図5 参照)



(図5)(注) 延長は各直路の中心線間の距離とする。

※ 「転回広場」の基準については次頁参照。

※ 「転回広場」の基準について

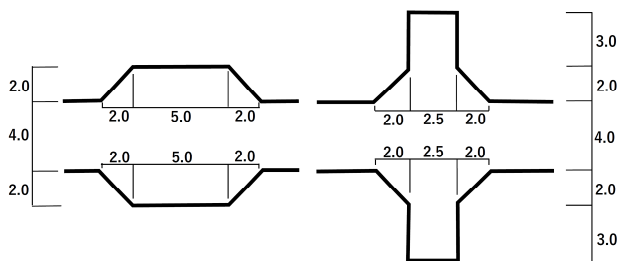
千葉県では次のものを昭和45年建設省告示第1837号の基準を満たす自動車の転回広場と認めている。

（「道路位置の指定に関する技術基準」 昭和47年10月改正）

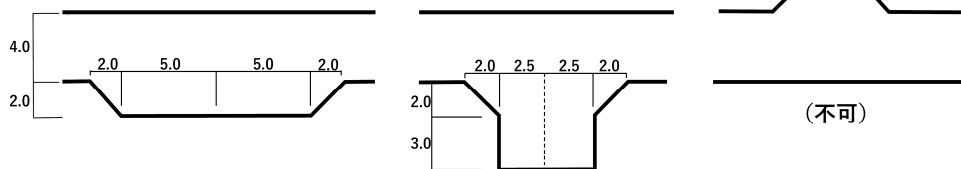
(a) 停車することができるもの。

小型四輪自動車1台につき、幅2.0メートル（同自動車を道路と直角に停車する場合においては、2.5メートル）以上及び長さ5.0メートル以上の大きさの広場で、車の出入りする部分の前後又は左右に隅切り（辺の長さ2.0メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むもの）をそれぞれ設けたもの。（図6参照）

（中間部の両側に設ける場合）※なるべく近接して設けること



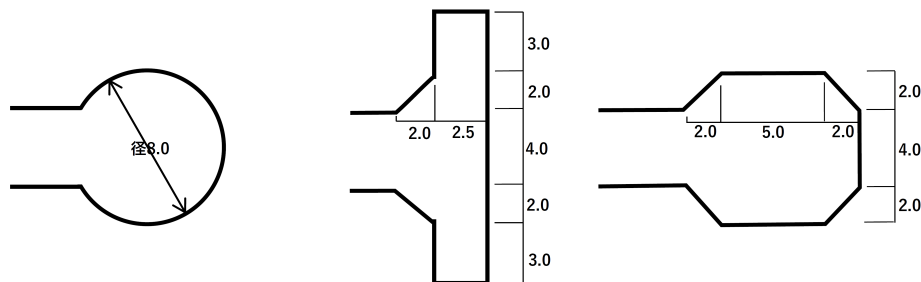
（中間部の片側に設ける場合）



（図6）（上段：中間部の両側に設ける場合、下段：中間部の片側に設ける場合）単位：m

(b) 転回できる形状のもの。

道路幅員を含めて直径8.0メートルの転回広場又は自動車転回上これと同等以上の有効な大きさの広場。（図7参照）



（図7）（終端部に設けるもの）単位：m

《参考》

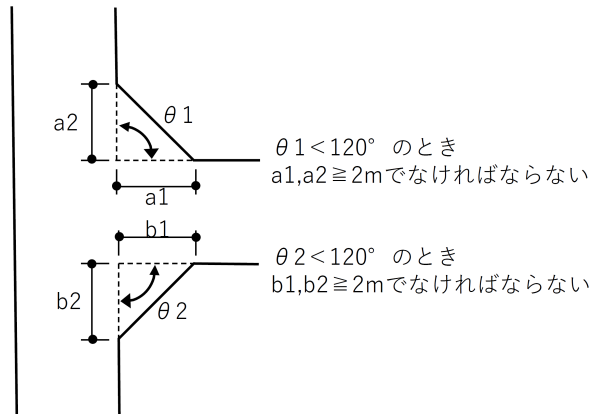
建築基準法施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準
(昭和45年建設省告示第1837号)

建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2mをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

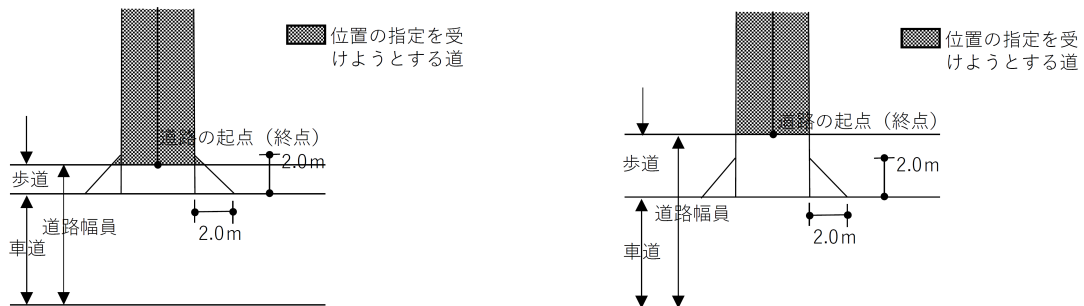
② 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が 120 度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ 2m の二等辺三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

1) 隅切りの形状および寸法。(図8参照)



(図8)

2) 歩道部分に隅切りがかかる場合の隅切りの取扱い。(図9参照)



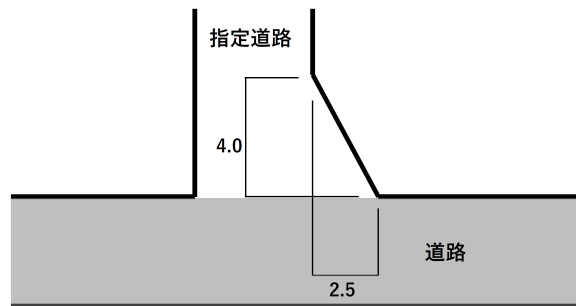
(図9) ※なお、このような事例については事前に道路管理者と協議が必要である。

3) 「…ただし特定行政庁が…この限りでない。」

千葉県では次に該当するものを認めている。

(「道路位置の指定に関する技術基準」 昭和47年10月改正)

周囲の状況によりやむを得ず隅切りを片側のみとする場合において、隅切りできない対側線側の一边を4.0メートルとし、他の一边を2.5メートルとする三角形の部分に道を含む隅切りを設けたものであること。(図10参照)

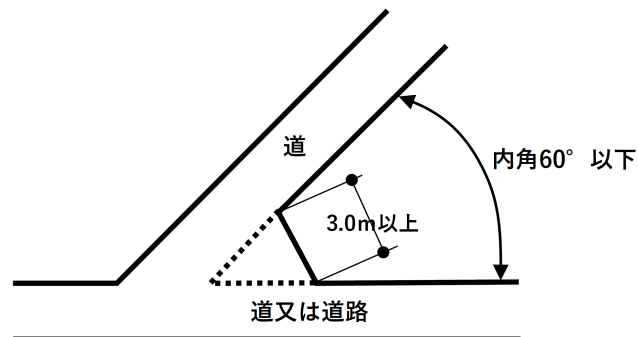


(図10) 単位：m

設計上の配慮事項 「旧千葉県建築基準法施行細則第14条の2」

「道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所で内角が60度以下となる角地に設ける隅切りは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とし、底辺の長さを3メートル以上とした三角形を道に含むものであること。」(図11参照)

この規定は削除されているが、このような場合はこの基準を準用することが望ましい(以下「設計上の配慮事項」について同じ)。



(図11)

③ 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

設計上の配慮事項 「旧千葉県建築基準法施行細則第14条の2」

「アスファルト簡易舗装又はこれと同等以上の路面保護を施したものであること。」

④ 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

設計上の配慮事項 「旧千葉県建築基準法施行細則第14条の2」

「縦断勾配が9パーセントを超える部分の路面（隅切りを含む）については、車の滑り止めを施したものであること。」

⑤ 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

（「道路位置の指定に関する技術基準」 昭和47年10月改正）

政令第144条の4第1項第五号に規定する道及び敷地内の排水に必要な施設は、少なくとも次の各号に該当するものでなければならないものとする。

- 1 道に設ける排水設備はU字溝にあっては、内法幅18センチメートル以上、L字溝にあっては、幅30センチメートル以上のコンクリート製で、かつ排水に支障がないものであること。
- 2 道又はこれに接する敷地内の排水設備の末端が、その他の排水施設に排水上有効に連結しているものであること。ただし、連結できない場合にあっては、道路等へ溢水するおそれのない容量の敷地内排水処理施設を設けているものであること。

上記「2」のただし書きについては、周囲の状況等によりやむを得ないと認められる場合であり、敷地内排水処理施設の貯留量や浸透能力についての検討を求めることがある。

資料1 「築造承認通知書」参考様式

築造承認通知書

承認番号 ○○第○○○号の○
承認年月日 令和 年 月 日

株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 様

○○土木事務所長

下記の建築基準法第42条第1項第5号による位置の指定を受けようとする道路の築造を承認しましたので通知します。

なお、工事完了後は速やかに工事完了届を提出し現場確認を受けるようお願いいたします。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 申請者名 株式会社 ○○○○○
代表取締役 ○○ ○○
3. 道路の土地の地名地番 ○○市○○字□□△△番地△ 他○筆

資料2 「工事完了届」参考様式

工 事 完 了 届

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

住 所
届出者 氏 名
電話番号

下記の建築基準法第42条第1項第5号による位置の指定を受けようとする道路の工事が完了したので届け出ます。

記

1. 申 請 者 名 株式会社 〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
2. 道路の土地の地名地番 〇〇市〇〇字□□△△番地△ 他〇筆
3. 築 造 承 認 番 号 〇〇第〇〇〇号の〇
4. 築 造 承 認 年 月 日 令和 年 月 日

資料3「申請書の記載例」

第十一号様式（第十五条第一項及び第二項）（日本産業規格 A4）

正

道路位置指定申請書

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置の指定を申請いたします。 この申請書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 令和〇〇年 〇月〇〇日 〇〇土木事務所長 様 申請者氏名 千葉 太郎					手数料欄
裏面に添付					
1	申請者住所 千葉県〇〇市△△区□丁目1番1 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
2	代理者住所氏名 千葉県〇〇市△△区□丁目1番2 房総 次郎 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
3	道路の土地の地名地番 千葉県〇〇市□丁目100番1				
4	関係土地の地名地番 千葉県〇〇市□丁目100番2, 3, 4及び5				
5 道路の概要	番号	幅員	延長	隅切りの長さ	側溝の幅
	1	5.00m	18.00m	2.10m×2.10m、2.10m×2.10m	U-240
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
6	道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模 899.60 平方メートル				
7	申請理由 (例) 建築基準法第43条の規定に適合させるため				
※8条 件					
※受付欄		※決裁欄		※指定欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

注 1 ※印のある欄には、記入しないでください。

注 2 この申請書に図書3部と申請図を添付して提出してください。

副

道路位置指定通知書

令和〇〇年〇月〇〇日付の申請に係る道路の位置の指定は、審査の結果指定することとしたので通知します。

指定番号 第 号

指定年月日 年 月 日

〇〇土木事務所長

印

1	申請者住所氏名	千葉県〇〇市△△区□丁目1番1 千葉 太郎				電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2	代理人住所氏名	千葉県〇〇市△△区□丁目1番2 房総 次郎				電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
3	道路の土地の地名地番	千葉県〇〇市□丁目100番1				
4	関係土地の地名地番	千葉県〇〇市□丁目100番2, 3, 4及び5				
5	道路の概要	番号	幅員	延長	隅切りの長さ	側溝の幅
		1	5.00m	18.00m	2.10m×2.10m、2.10m×2.10m	U-240
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
6	道の築造と併せて行おうとする開発行為の規模	899.60 平方メートル				
7	申請理由	(例) 建築基準法第43条の規定に適合させるため				
※8条	件					

資料4「申請図の記載例」(※縮尺は参考)

第十二号様式(第十五条第一項)(日本産業規格A版)

道路位置指定申請図

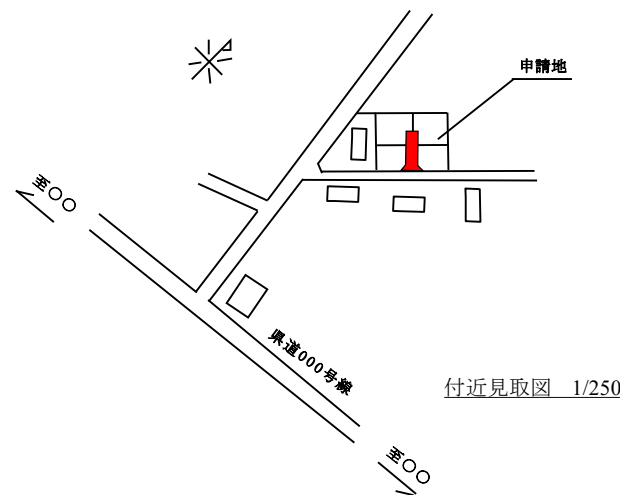
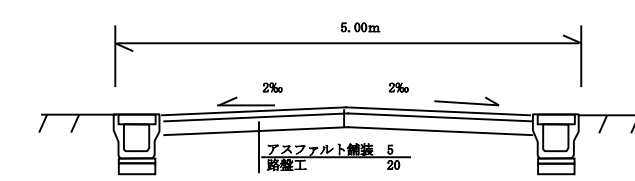
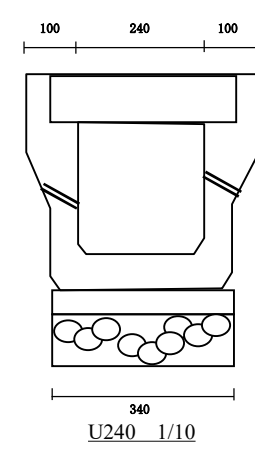
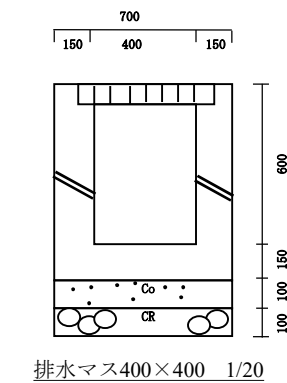
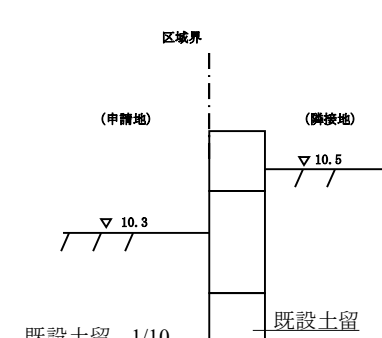
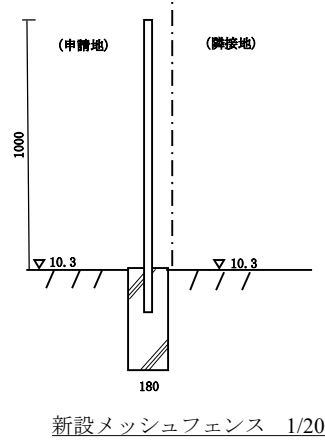
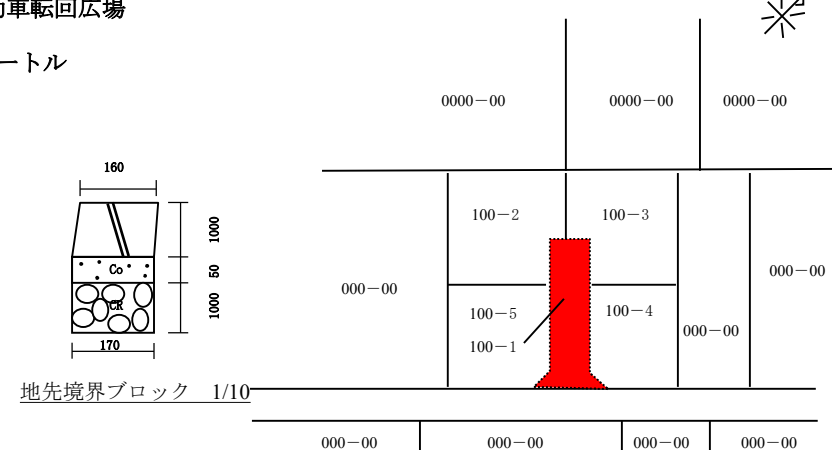
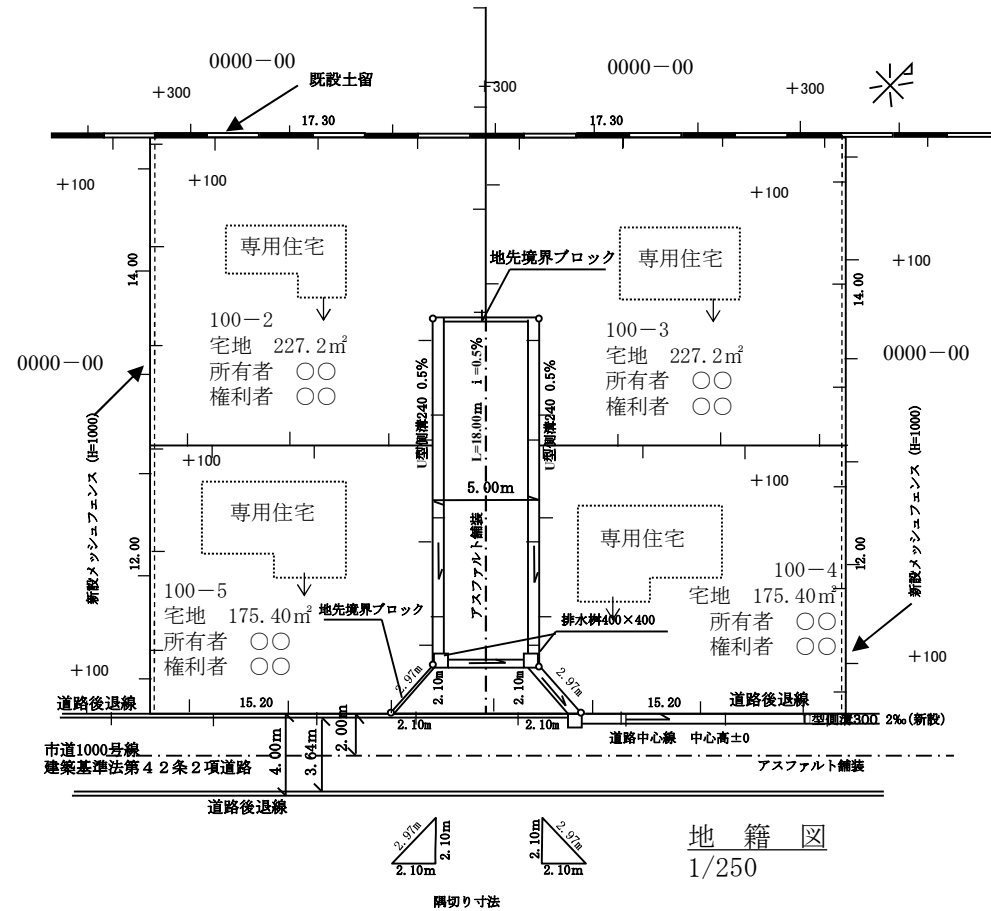
道路となる土地の地名地番 千葉県〇〇市〇丁目100番1

幅員 5.00メートル・延長 18.00メートル・自動車転回広場

道の築造と併せて行なおうとする開発行為の規模 899.60平方メートル

縮尺	地籍図	1/250
	付近見取図	1/2500
	構造図	1/10、1/20、1/50
	公図写	1/600

指定年月日	年 月 日
番号	第 号



承諾	この図面のとおり道路位置の指定を承諾いたします。		申請者住所・氏名 千葉県〇〇市〇〇区〇丁目1番1 千葉 太郎	
	令和〇年〇月〇日 申請者 千葉 太郎様			
書	地名・地番 権利別	住所	氏名	印
	千葉県〇〇市〇〇丁目100番1 所有権・管理者	千葉県〇〇市〇〇区〇丁目1番1	千葉 太郎	千葉
備考	千葉県〇〇市〇〇丁目100番2、3、4及び5 所有権	千葉県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇	関東 花子	関東
	図面作成者住所・氏名 千葉県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇 房総 三郎		測量者住所・氏名 千葉県〇〇市〇〇区〇丁目〇番〇 房総 四郎	

例	都市計画路線	==:==
位置の標識	既存道路	==
へ(構造を記入のこと)	予定する道路の位置	----
主要出入口	区郡界	----
井戸	指定された道路の位置及び建築線(指定年月日並びに番号を記入のこと)	----
生垣	廃止される道路の位置	----
子(定建築(用途を記入のこと))	申請する道路の位置	----
既存建築物(用途を記入のこと)	擁壁	----
敷地境界	高圧線	----
地番境界	がけ	----
町界	水路及び土掘敷	----

- (注意)
- 承諾書の「地名・地番 権利別」欄は、土地の所有者及びその土地またはその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。
 - 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。
 - 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。
 - 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位まで)とすること。
 - 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。
 - 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。
 - 隣地境界または測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。
 - ※印のある欄には記入しないこと。